

多胎家庭の支援事業について(ご案内)

仙台市では、多胎家庭への各種支援事業を実施しております。

◆保育所等の一時預かり事業・訪問支援事業における多胎児支援

○一時預かり事業

多胎児が事業実施施設の一時預かりを利用した場合、保護者が支払う利用料は児童の数に関わらず1名分(2,400円)となります。

※私的理由による保育サービス事業及び緊急保育サービス事業による利用が利用料減免の対象となっております。

○訪問支援事業

一時預かりにおける多胎児支援事業を実施している保育施設の職員が、多胎家庭のご自宅を訪問し、一時預かりの利用を促しながら日頃の子育て等に関する相談に応じます。利用料は無料です。

●対象：仙台市内に居住されている3歳未満の多胎児

●事業実施施設：別添チラシのとおり

(利用を希望する場合は、各施設に直接お問い合わせください。)

◆育児や家事等のサポート

○子育て世帯訪問支援事業(育児ヘルパー派遣)

妊娠中や産後の体調に不安がある、協力してくれる人がいないなどの場合に、育児ヘルパー等がご自宅に伺い、育児や家事(食事の準備や後片付け、住居等の掃除、生活必需品の買い物等)や育児(授乳、オムツ交換、沐浴介助等)などのサポートを行います。



←【子育て世帯訪問支援事業(育児ヘルパー派遣)】

○産後ケア事業

産後に疲労や育児不安がある方、身近な方からの育児協力が少ない方等が、助産師による育児相談や母体回復のためのケア(乳房ケア、休息支援等)を受けられます。



←【産後ケア事業】

※事業の詳細内容については、仙台市ホームページをご覧ください。

※ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

○一時預かり事業・訪問支援事業：こども若者局幼保企画課(022-214-8753)

○育児ヘルプサービス・産後ケア事業：お住まいの区の家庭健康課・総合支所保健福祉課

・青葉区家庭健康課(022-225-7211) ・宮城総合支所保健福祉課(022-392-2111)

・宮城野区家庭健康課(022-291-2111) ・若林区家庭健康課(022-282-1111)

・太白区家庭健康課(022-247-1111) ・秋保総合支所保健福祉課(022-399-2111)

・泉区家庭健康課(022-372-3111)